

民生委員児童委員が改選 63人が国から委嘱されました

問 福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3352

任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。
民生委員児童委員は、皆さんの悩み事や心配事の相談に親身に応じ、助言や社会福祉に関するサービスの情報提供を行います。また、皆さんと行政機関などとの橋渡しや調整なども行っています。
主任児童委員は、地区を担当する民生委員児童委員と一体となって、児童の健全育成や子育て支援のための活動を行っています。
秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



小島重夫 会長



深沢 修 副会長

今回改選された民生委員児童委員は次の皆さんです(敬称略)。それぞれの連絡先は福祉支援課へお問い合わせください。

| 行政区 | 氏名 | 行政区 | 氏名 | 行政区 | 氏名 | 行政区 | 氏名 | 行政区 | 氏名 |
|-----|-------|-----|-------|-------|-------|------|-------|--------|------|
| 川北 | 佐藤佳孝 | 田代 | 青木充子 | 上熊坂 | 菅原光紀 | 桜台 | 高木修二 | 大塚 | 山崎茂樹 |
| 川北 | 小島美弥子 | 田代 | 都澤孝 | 上熊坂 | 熊坂富夫 | 桜台 | 大野香里 | 大塚 | 深澤善司 |
| 宮本 | 大貫玉美 | 田代 | 荻田朱美 | 上熊坂 | 鈴木敏男 | 桜台 | 鈴木亜砂乃 | 春日台 | 田中敏子 |
| 宮本 | 小倉理男 | 角田 | 古座野節子 | 上熊坂 | 小林正人 | 桜台 | 前川等 | 春日台 | 菅谷京子 |
| 原白 | 郷間静男 | 角田 | 小曾根潔 | 熊坂 | 熊坂洋子 | 桜台団地 | 佐々木勝美 | 春日台 | 曾我晶子 |
| 原白 | 中台康文 | 箕輪 | 横溝朝子 | 熊坂 | 大田原末雄 | 半縄 | 天野あい子 | 春日台 | 岡本隆 |
| 両向 | 木藤美江子 | 箕輪 | 馬場美佐男 | 熊坂 | 相川直行 | 半縄 | 中村佐恵子 | 春日台 | 村中智子 |
| 両向 | 中島良一 | 小沢 | 齊藤真由美 | 熊坂 | 茅忠博 | 坂本 | 井上睦 | 主任児童委員 | 甘利敦子 |
| 細野 | 森裏弘美 | 小沢 | 小島真弓 | 熊坂 | 田中方子 | 六倉 | 菅原文子 | 主任児童委員 | 小島美鶴 |
| 細野 | 伊坂和夫 | 三増 | 岡本洋子 | 下谷八菅山 | 小島博美 | 六倉 | 深沢修 | 主任児童委員 | 板橋純子 |
| 細野 | 小島重夫 | 三増 | 佐藤和重 | 二井坂 | 佐藤幸子 | 六倉 | 小林隆志 | 主任児童委員 | 歌田晴美 |
| 細野 | 戸田かほる | 三増 | 青木八千代 | 二井坂 | 笹弘子 | 六倉 | 市川幸博 | 主任児童委員 | |
| 田代 | 圖師潤子 | 上熊坂 | 関戸晴美 | 二井坂 | 天野裕幸 | 大塚 | 山本武利 | | |

町で策定を進めている計画(案)へ ご意見をお寄せください

以下の計画(案)について町民皆さんからのご意見(パブリック・コメント)を募集します。

愛川町情報化推進計画(案)

情報通信技術を活用し、行政サービスの向上と事務の効率化を目指すために必要な施策などをまとめた計画です。

問 行政推進課 情報統計班 ☎(内線)3242 FAX 046(286)5021
✉ gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp

愛川町健康プラン(第4期)(案)

健康で心豊かに生き生きとした毎日が送れるよう、「愛川健康のまち宣言」を軸とし、町民が主体的に健康づくりを実践できるような取り組みおよび健康的な食生活を実践するための食育を一体的に推進するための施策をまとめた計画です。

問 健康推進課 すこやか保健班 ☎(内線)3342 FAX 046(285)8566
✉ kenko-suishin@town.aikawa.kanagawa.jp



町ホームページ
「パブリック・コメントに関するQ&A」

● 計画案の閲覧場所

役場1階町政情報コーナー、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページ

● 募集期間(閲覧期間)

1月13日(金)~2月1日(水)

● 提出方法

閲覧場所に備え付けてある所定の用紙に必要事項を記入し、各担当課へ提出してください。郵送・ファクス・電子メールでも受け付けます。

所得稅の電子申告 イータックス [e-Tax]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自宅などから電子申告(e-Tax)をご利用ください。

電子申告の方法

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

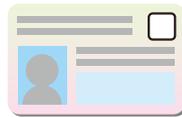
所得稅の申告書は、スマートフォンやパソコンで作成できます。

STEP 2 申告書などを作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書などが作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP 3 電子申告(e-Tax)で送信 ※①か②のいずれかを選択

① マイナンバーカードを使って送信
「マイナンバーカード対応」のスマートフォンまたはICカードリーダーが必要。



② IDとパスワードで送信
事前の届け出が必要です。
届け出をする場合は運転免許証などの本人確認書類(年金手帳や国民健康保険証など顔写真の無い身分証明書の場合は2つ以上)をお持ちの上、税務署にお越しください。



国税庁
「確定申告書等作成コーナー」

ID・パスワード出張発行

e-Taxを利用するためのID・パスワード出張発行を行います。

1月16日(月)・17日(火)
午前10時～午後2時

●場 所 役場本庁舎1階 正面ロビー

●持ち物 運転免許証などの本人確認書類

税理士無料申告相談 ～申告書を作成できます～

小規模納税者の所得稅と消費稅、年金受給者・給与所得者の所得稅の申告を対象とした、税理士による無料申告相談を開催します。

※土地や建物、株式などの譲渡所得がある場合は対象となりません。

1月6日(金)から、オンラインによる事前申し込みを受け付けます

当日入場整理券(受付時間指定)も配付しますが、無くなり次第終了となります。オンラインによる「事前申し込みサイト」に関するお問い合わせは、☎ 050(3196)3904 へ。

※電話での事前申し込みの受け付けは行っていません。



東京地方税理士会
「事前申込サイト」

●日 時 2月8日(水)～10日(金)
午前9時～午後3時
(相談は午後4時まで)

●場 所 文化会館3階 大会議室

●持ち物 確定申告提出書類、給与や年金などの源泉徴収票、各種所得控除額が分かる書類、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類

厚木税務署での申告書作成会場

●日 時 2月6日(月)～3月15日(水)の平日、
2月19日(日)・26日(日)

受付 午前8時30分～午後4時
相談 午前9時～午後5時

●場 所 厚木税務署4階(厚木市水引1-10-7)

- 混雑回避のために「入場整理券」を配布しますが、配布状況に応じて、受け付けを早く締め切る場合があります。
- 入場整理券は、当日、会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することができます。



※ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。また、マスクを着用の上、入口などでアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願いいたします。

※入場の際に検温を実施します。37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

個人から財産をもらって 贈与稅の課稅対象となります

贈与稅の申告が必要な方は、確認事項と提出書類をまとめた「資産稅関係チェックシート」が、東京国税局ホームページに掲載されていますので、ご利用ください。
令和4年中に贈与を受けた方の、贈与稅の申告書の提出・納稅期限は3月15日(水)です。

QRコードを利用したコンビニ納付

所得稅・消費稅・贈与稅は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」またはコンビニ納付用QRコード作成専用画面から、納付情報を入力し「QRコード」を作成することで、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。

(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です)



償却資産(固定資産税)の申告は 1月31日(火)まで

問 税務課 資産税班 ☎(内線)3278

固定資産税は土地・家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。償却資産の所有者は、地方税法により毎年1月1日の時点で所有する資産について、その資産が所在する市町村へ申告することになっています。申告用紙は12月中旬に発送しています。届いていない方や、町内で新たに事業を始めた方にご連絡ください。

主な償却資産

| | |
|------------|---|
| 構築物・建物附属設備 | プレハブの簡易事務所や物置、資材・ごみ置き場、門、外灯、駐車場舗装、受変電設備、屋外給排水設備など |
| 機械および装置 | 金属加工設備、食品製造機械、クレーン、印刷機械など |
| 車両および運搬具 | フォークリフト、大型特殊自動車、台車など ※自動車税、軽自動車税の課税対象車両は除く |
| 工具・器具および備品 | 看板、自動販売機、ルームエアコン、事務机、椅子など |

償却資産とは、事業を営んでいる個人・法人が所有する有形の固定資産(土地・家屋以外の構築物、機械装置、工具・器具および備品など)です。

●申告対象者

事業(工場、事業所、商店、不動産業など)を営んでいる個人および法人

●申告期限・方法

1月31日(火)までに直接または郵送で税務課へ

※インターネットを使って申告ができる^{eLTAX}が利用できます。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



eLTAX 地方税
ポータルシステム

●マイナンバー(個人番号・法人番号)の記入

申告書にマイナンバーの記載が必要になります。個人の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を所定の記載欄に記入してください。

「二十歳のつどい」は1月8日(日)

問 生涯学習課 青少年教育班 ☎(内線)3643

●時間 ●愛川東中学校区 午後2時開式(受け付け:午後1時30分～)
●愛川中学校区・愛川中原中学校区 午後3時30分開式(受け付け:午後3時～)

●会場 ●対象

文化会館ホール 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

20歳になったら国民年金が始まります

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、誰もが国民年金に加入することになっており、20歳になると保険料の納付が始まります。年金制度を正しく理解していただくため、国民年金への疑問にお答えします。

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3379
厚木年金事務所 ☎046(223)7171

Q. 20歳になったときの手続きは?

A. 加入手続きは不要です

20歳になってからおおむね2週間以内に、「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「国民年金の加入と保険料のご案内」「保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒」が郵送されます。また「基礎年金番号通知書」はこれとは別に郵送されます。

届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要ですので、町役場の国保年金課か厚木年金事務所でお手続きをしてください。

Q. 保険料が納められない。どうすればいい?

A. 保険料の免除・猶予の制度があります

経済的な理由により保険料が納められないときのために、「保険料免除制度」があります。また、学生には「学生納付特例制度」、50歳未満の方(平成28年6月以前の申請については30歳未満の方)には「納付猶予制度」があり、一定の基準を満たしていれば保険料が免除・猶予されます。

免除・猶予を受けずにそのままにしておくと、将来、年金を受けられなくなる可能性もありますので、ご注意ください。

Q. 保険料を納めるのは何年間?

A. 60歳までの40年間です

国民年金の保険料は、20歳になってから60歳になるまでの40年間かかります。全ての保険料を納付すると、65歳から満額の老齢基礎年金(令和4年度は年額777,800円)を受けられます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間、免除・猶予期間、合算対象期間の合計が10年以上であることが必要です。

Q. 厚生年金の保険料を納めています。国民年金の保険料も納めるの?

A. 別途納める必要はありません

厚生年金の加入者(第2号被保険者)の場合、20歳になってから60歳になるまでの加入期間は、国民年金の保険料も合わせて納めていることになるので、別途納める必要はありません。また、原則として65歳未満の厚生年金・共済組合加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(第3号被保険者)は、その被扶養期間が国民年金保険料を納めた期間に入りますので、個人で納める必要はありません。

Q. 年金は老後のためだけのもの?

A. 老後のため「だけ」ではありません

病やけがで障がいが残ったときに障害基礎年金、一家の生計を支えてきた加入者が亡くなったときに遺族基礎年金を受けられる場合があります。

令和4年度の年金額

●障害基礎年金(年額)

1級 972,250円+子の加算額

2級 777,800円+子の加算額

※障害基礎年金の等級は、障害者手帳の等級とは異なります。

●遺族基礎年金(年額)

777,800円+子の加算額